随意契約理由書

1　工　　事　　名	湊川西行入路擁壁補修工事(2026-神)
2　業　　者　　名	株式会社大林組

3　随意契約理由

本工事は、阪神高速３号神戸線湊川西行入路のＵ型擁壁の側壁変状等に伴う補修工事である。

当該擁壁は株式会社大林組にて湊川JCT下部その他工事を受注して建設工事の施工がされたものである。また同社は、変状後に発注した湊川西行入路擁壁補修設計業務を受注して詳細調査および補修設計を実施している。

上記補修設計業務を契約した際の要件は以下の通りであった。

①湊川西行入路Ｕ型擁壁の建設時の設計思想や構造特性を十分に理解し、かつ、施工時の品質管理の状況などに精通していること。

②現況構造物の詳細調査を基に要因分析を行った結果や補修工事完了後に新たな事象が発生した場合においても、契約不適合責任の範囲が不明確になるなどの問題が生じないこと。

③上記条件を踏まえて設計・施工を一貫して実施可能であること。

株式会社大林組は、当該擁壁の建設工事に加え、変状発生後の詳細調査および補修設計を実施しており、その設計成果に基づく施工に加えて、厳しい現場条件を熟知していることから、これらを踏まえた施工を実施できるものと認められる。

更には、詳細設計や補修設計を把握し、継続して工事を実施することにより準備期間を短縮できることなど、遅延なく着実な施工ができるものと認められ、上記③の条件を満たし、同社をおいて他にないと判断される。

したがって、阪神高速道路株式会社契約規程第２条第２号の規定により株式会社大林組と随意契約するものである。

阪神高速道路株式会社契約規程第２条第２号の規定による。